

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び業者の住所
山形県寒河江市大字日田360
國井建設株式会社

2. 指名停止措置期間
平成28年1月5日から平成28年1月18日まで（2週間）

3. 指名停止措置の範囲
東北森林管理局管内

4. 事 実 概 要 :

國井建設株式会社は、平成27年8月21日、東北地方整備局新庄河川事務所発注の「最上川水系寒河江川流域東ノ沢砂防堰堤群工事」において、クローラークレーンの組立作業中、補助のラフタークレーンでカウンターウェイトをワイヤーロープで吊り下げ、クローラークレーンの装着架台に設置しようとした際、ワイヤーロープが破断し、カウンターウェイトが落下した。その際、作業員2名に接触し、負傷する事故を起こした。

当該事故は、作業計画で定められたリスク軽減対策を遵守しなかったこと、組立場所が傾斜していたにもかかわらず作業を行ったこと、安全係数を下回るワイヤーロープを使用したことなど、安全管理を怠ったために発生した事故であるとして、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（以下「同要領」という。）及び「地方整備局（港湾・空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」それぞれの別表第1第7号に該当し、同要領を準用する「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」に該当するとして、東北地方整備局より2週間の指名停止を受けた。

5. 指名停止措置理由 :

上記のことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第1第8号（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）に該当し、契約の相手方として不相当であると認められるため、本件については2週間の指名停止措置とするものである。

〈工事請負契約指名停止等措置要領の制定について〉

別表第1 当該部局の管轄区域内において生じた事故等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上2ヶ月以内

問い合わせ先
東北森林管理局
秋田県秋田市中通5-9-16
総務企画部 経理課長 細田 雄一 電話018-836-2070